

第4講 刑事訴訟法の基本構造

<学習目的>

第3講では、刑訴法の目的について学習しました。では、刑訴法はその目的を達成するために、いかなる手続構造を採用すべきなのでしょう。目的をいかにとらえるかによってあるべき手続構造にも違いが生じます。

そこで、第4講では、刑事訴訟法の目的の理解を前提に、刑訴法の構造論について理解することを目的にします。

1 基本構造の史的変遷

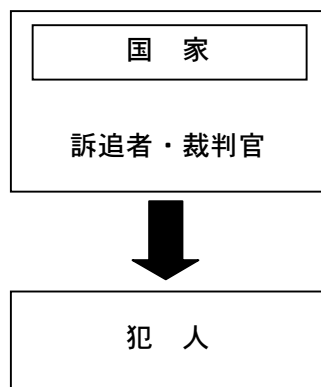
神 判 ⇒ 糾問主義 ⇒ 弾劾主義

(1) 神判から人間の理性（糾問主義）

※カロリナ法典（1532年）

※2面構造

※証拠裁判主義



(2) 糾問主義から弾劾主義

※市民革命（近代啓蒙思想）

※3面構造

※一事不再理，二重の危険

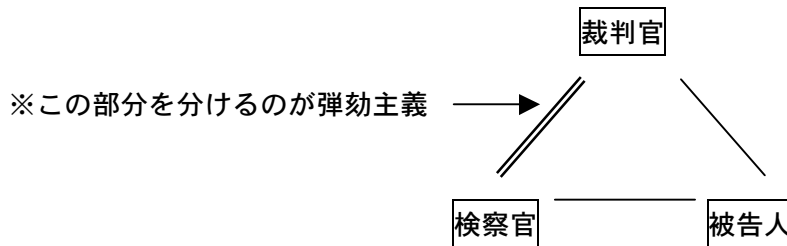
2 弾劾主義の訴訟構造

＝訴える者と裁き手を分離する制度

←糾問主義

＝訴える人と裁く人が一緒（二面構造）

⇒証拠裁判主義採用，しかし，訴追者と判断者が一緒（強者と弱者の関係），拷問等あり



3 職権主義と当事者主義

Q 訴訟追行過程（訴因・証拠調べ）において，三者のうちの誰が責任を負うのか？

A >弾劾主義のもとでは，被告人も訴訟手続の客体ではなく訴訟主体

（1）職権主義（大陸法）

＝形式的手続のみならず，訴訟追行過程においても裁判所が主導的役割を担う訴訟構造

①必罰主義，②積極的実体的真実主義

＝捜査機関が起訴段階で提出した捜査記録等に基づいて裁判実施

⇒裁判所は，捜査機関の嫌疑を引継ぎ，確信へ

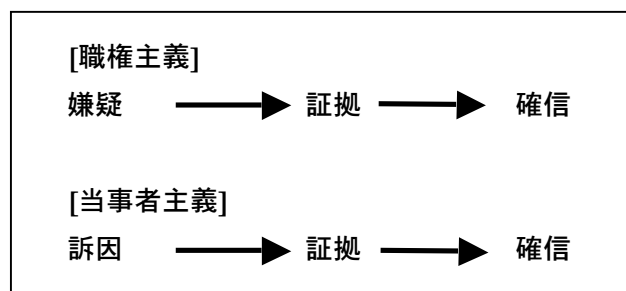
（2）当事者主義（英米法）

＝形式的手続は裁判所が行うが，訴訟追行過程においては当事者たる検察官・被告人（弁護人）が主導的役割を担う訴訟構造

⇒①適正手続主義，②消極的実体真実主義

＝捜査機関の嫌疑は裁判所に引継がれず，白紙の状態で審理へ

<裁判所（官）の心証形成>



(3) 当事者主義的規定と職権主義的規定

(a) 当事者主義的規定

①公訴の提起・維持・取消しを検察官に委ねる (247, 248, 257)

②起訴状一本主義 (256⑥)

※捜査機関から裁判所へ嫌疑が引き継がれることの防止

③訴因制度の導入 (256③)

※審判の対象は、当事者である検察官が設定・変更し、裁判所を拘束
(例) 検察官は窃盗の訴因で起訴 ⇒ 裁判所は強盗の心証

④訴因変更請求 (312①)

※検察官の専権事項

⑤証拠調請求 (298①)

※原則として当事者中心

(b) 職権主義的規定

①訴因変更命令 (312②)

②職権証拠調べ (298②)

③裁判長の訴訟指揮権 (294)

④釈明権 (規則 208)

Q 現行刑訴法は、いずれの立場を採用しているか？

A ▶当事者主義的規定と職権主義的規定の関係

*原則＝当事者主義

補完＝職権主義